



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2016 APRIL / 180号

★ CTMの改正 ★

CTM(Community Trade Mark)改正法が2016年3月26日から施行されました。次のような改正が行われました。

1. 名称の変更

- (1) 商標の名称が、CTM (Community Trade Mark 共同体商標) から EUTM (European Union Trademark 欧州連合商標) と変更されました。
- (2) 所轄官庁の名称が OHIM (Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs) 欧州共同体商標意匠庁) から EUIPO (European Union Intellectual Property Office 欧州連合知的財産庁) と変更されました。

2. 料金の改定

旧料金では、3区分まで一律900€ とされていましたが、新料金では一区分目850€、2区分目50€、それ以降は一区分ごとに150€ 加算されます。更新手続も同様に、旧料金は3区分まで一律1350€ でしたが、新料金では一区分目850€、2区分目50€、それ以降は一区分ごとに150€ 加算されます。

3. 内容的改正

(1) 「写実的表現」要件の削除

旧規定では、商標登録には「写実的表現が可能であること」を必要としていましたが、改正法は、この「写実的表現」の要件を削除しました。この改正により、匂いの商標などの登録が容易になるほか、将来さらに新しいタイプの商標登録も可能になり得ると思われれます。

(2) 指定商品・役務の解釈変更

改正後は、ニース分類に沿った各指定商品・役務の明瞭かつ正確な表記が求められるようになります。いわゆる「class heading」(類見出し)のみの記載については、その文言を字義通りに解釈して明確に含むと解される商品・役務のみを指定したものと判断されます。一体何のことかと思われたかもしれませんので、具体例で説明します。

例えば、ニース分類第25類の類見出しは「Clothing, footwear, headgear」(被服, 履物, 帽子) となっています。「ジャケット、ズボン、スカート」が「clothing (被服)」に含まれることに異論を持つ人はいないでしょう。しかし、「マフラー、手袋、スカーフ」が「被服」に含まれるか、となると意見は分かれそうです。日本の「類似商品・役務審査基準」(特許庁編)は、これらの商品は、「被服」に含まれると明記していますから、日本に関する限り、問題はありませぬ。しかし、日本以外では、そのような審査基準がない国が多く、大いに問題となります。

(裏面へ続く)

この問題が欧州でも起こり裁判にまで発展しました。その結果、類見出しはその文言が字義通りに解釈されることになったのです。上記の例では、「マフラー、手袋、スカーフ」などは「被服」に含まれないという結論になるかもしれません。

広い商品が含まれると信じて類見出しで登録してしまった商標権者に対しては、救済手段が与えられません。すなわち、2012年6月22日前にニース分類の類見出しを指定して登録した商標権者は、改正法施行後6ヶ月の期間内（2016年9月24日まで）に、類見出しの字義通りの意味の保護範囲内に含まれない商品およびサービスを明文化する目的で補正することができます。

当所では、外国商標出願にあたり、類見出しのみで出願したことはありません。「被服」を指定しても、同時にそれ以外の具体的な商品も指定するようにしています。したがって、当所のお客様はこの救済手段を取る必要はないと考えています。

岡本特許ニュースのバックナンバーをインターネットで公開しました。興味のある方は、「岡本特許ニュース」で検索してください。